

# 国際会計とグローバル秩序

——コンスティテューショナリズムの視点から——

大西清彦

1. はじめに
- 2 戦後国際金融秩序とコンスティテューショナリズム
- 3 アメリカ証券取引委員会と国際会計制度
4. むすび

## 1. はじめに

国際会計は連邦政府が管轄するアメリカ会計制度を原型とする。19世紀末から20世紀初頭にかけて歴史上に登場してきたトラストなどの巨大な企業組織は、州政府規制ではカバーできない州際経済活動の領域をもたらし、政治領域は憲法によって統合されていたものの、経済領域に関しては十分に統合されない建国以来の連邦政体にかかわる新たな危機を生み出した。こうした状況に対処する一環として1934年にアメリカ証券取引委員会（SEC; U. S. Securities and Exchange Commission）が管轄する会計制度は成立した。

戦後ブレトンウッズ体制として世界の覇権を確立したアメリカは、主権国家間の勢力均衡を原理とするウェストファリア体制を基盤に置きながらも、開放された世界経済の構成に国際政治の主眼を置いた。それは国際機関を通じた各国の協調体制の構築により実行されたが、その背後には常にアメリカ連邦政府の意志があった。このことは連邦政体のグローバルな領域への拡張ととらえることもできる。

20世紀末の国際的な資本フローの増大や国家の枠組みを超える多国籍企業の普遍的な活動は、1988年以降、連邦政府機関であるSECを国際資本市場の規制に駆り立てたが、このことは証券監督者国際機構（IOSCO; International Organization of Securities Commissions）の設置を経て、世界を統合する一つの方法として国際会計制度を成立させた。本稿ではそれを、アメリカ連邦政府機関のグローバル秩序におけるコンスティテューショナル（立憲的もしくは構成的）な取り組みとして理解する。

かくして本稿は、国際会計を国際関係における連邦政体拡張の視点から解釈することを目的とす

るものである。

## 2. 戦後国際金融秩序とコンスティテューショナルリズム

### 1) ブレトンウッズ体制

まず、国際会計を近代の国際秩序問題として理解することから始める。とくに議論の焦点を、第2次世界大戦後イギリスから覇権を奪取したアメリカが、その政治力を行使して構築してきた国際機関や連邦政府機関の管理による国際金融秩序と国際会計制度との関係に当てていく。したがって、それはアメリカの国際政治におけるコンスティテューショナルな問題でもある。

ブレトンウッズ協定は、戦後構築を視野に入れて連合国側の英米を中心に1942年から準備が開始された作業の帰結であり、戦後の国際金融秩序を決定づけた重要な取り決めであるが、そこで生み出された新たな国際体制をブレトンウッズ体制という。それは、単なる国際金融システムの変更ではなく、イギリスからアメリカへの覇権の移譲を決定的なものにした国際政治体制の転換を意味し、1648年のウェストファリア条約や1814年のウィーン会議などと並ぶ新たな秩序原理の構築であった<sup>1)</sup>。

こうした英米による戦後構築の作業が開始される直前の1939年に出版されたイギリスの元外交官で歴史家の E. H. カーによる『危機の二十年』は、その後の国際政治思想に多大な影響を与えたが、戦後の国際秩序を解釈する上でも欠かすことのできない枢要な作品である<sup>2)</sup>。カーは、戦間期の時代的な崩落は偶然的なものではなく時代を基礎づけていた基本原理の破産による必然的なものだとし、リアリストの立場から国際共同体的な利益調和説に基づく国際道義のみによる国際統治の試みをユートピアニズムとして否定する。そして、権力こそが政治の本質的要素であるとし、統治の国際化とは権力の国際化であり、国際道義秩序は権力のヘゲモニーを基礎に置かなければならないとして、新しい国際秩序における権力として著作を次のように結論づけている。

権力はあらゆる政治秩序の必然の要素である。歴史的に言えば、世界社会に向かう過去の足跡はすべて、つねにただ一強国の権勢から生み出されたものである。19世紀、イギリス艦隊は大戦争の回避を保証してくれただけでなく、公海の治安を維持しあらゆる国に等しく安全を提供した。ロンドン金融市場は、事実上全世界のための単一通貨本位制を確立した。つまりイギリスの通商は、自由貿易の原則が広く受け入れられる仕組みを——不完全でしかも弱められた形になったのは確かなのだが——を手に入れたのである。そして、英語は四つの大陸のリン

---

1) Steil (2013). (小坂訳)

2) カー (2011).

ガ・フランカとなったのである<sup>3)</sup>。

しかし、こうしたパックス・ブリタニカを作り出してきたイギリスの覇権は確実に衰退し、今後国際秩序を権力によって回復させるためには英米協調によるパックス・アングロサクソニカか、もしくはパックス・アメリカナを実現していくしかないと訴える。1918年に世界の指導権は連合国によりアメリカに差し出されたが、当時アメリカはそれを断ったというのである<sup>4)</sup>。覇権安定論を唱える国際経済学者のチャールズ P. キンドルバーガーは、カーのこうした見解を踏襲し、戦間期の世界経済の大不況の原因をイギリスの指導力が減退する一方で、アメリカにはそれを引き継ぐ力がまだ欠如していた状況に求めている。その回復の兆しは、ブレトンウッズ会議で世界的な通貨基金案が準備され始める1942年にやっと見えてくるのであった<sup>5)</sup>。

ブレトンウッズは、戦後の新たな国際金融秩序を構築した英米協調の場として理解する向きもあるが、最近の研究では、その実態は基軸通貨を中心とする戦後の覇権をめぐる激しい闘いの場であったことが明らかになってきている。その闘いは、アメリカの財務官僚ハリー D. ホワイトとイギリスの歴史的な経済学者、ジョン M. ケインズの間で展開された<sup>6)</sup>。アメリカは金本位制が崩壊して世界経済が混乱していた20世紀初頭における戦争と経済の関係に注目し、「新しい世界のためのニューディール」を構想し始めていたのである<sup>7)</sup>。ホワイトは戦後の戦略として通貨に関する構想を練っており、戦争はドルを世界通貨に位置づけるための絶好の機会になると考えていたが、一方、イギリスにはアメリカをまだ支配できるという考えが蔓延し帝国経済の利益を拡大するためにそれを利用しようとする甘い考えが抜けきらないでいた。しかしいまや債務国となっていたイギリスにとって現実には厳しかった。通貨に関するアメリカとイギリスのパワープレイを当時のドイツの新聞は次のように報じているという。

ケインズが当初は世界経済の救済を口実にイギリスの国益を巧妙に守り、「通貨をめぐる決闘」をリードしてきたと指摘し、しかしアメリカが大きな政治力を活かして最終的にはドル帝国主義をうまく定着させたと論じている。ケルニシェ・ツァイトゥング紙はケインズが政治的な理由に動かされ、もはやイギリスにとって避けられない譲歩を少しでも取り繕おうとするあまり、経済学者として発言していないと非難した<sup>8)</sup>。

---

3) カー (2011), 437ページ。

4) カー (2011), 438-442ページ。

5) キンドルバーガー (2009), 321-324ページ。

6) Steil (2013). (小坂訳)

7) Steil (2013), p. 1. (小坂訳, 11-12ページ)

8) Steil (2013), pp. 187-188. (小坂訳, 244ページ)

ケインズは、アメリカが英連邦内特惠関税の撤廃、スターリング・ポンド圏における為替管理の廃止などを要求してくると警戒していたが、ホワイトが描く新しい国際金融秩序の要は金の代わりにドルを王座につけ国際通貨制度の頂点に君臨させることにあった<sup>9)</sup>。その結果、金・ドル本位制を中核とするブレトンウッズ協定が1945年に発効し、国際通貨基金（IMF）が1947年に活動を開始するのである。ここにアメリカのドルを基軸通貨とするブレトンウッズ体制が確立したのである。それは戦後の国際秩序を主導する新たな覇権国家アメリカの登場を意味した。イギリス帝国史を「グローバルヒストリー」の視点から研究している秋田茂は英米のヘゲモニーの性格の違いを次のように説明している。

通常歴史的解釈においては、それぞれの時期の英米両国は、近代世界システムの「ヘゲモニー国家」(hegemonic state)であるとされてきた。ヘゲモニー国家は、卓越した軍事力と圧倒的な経済力を背景にして、軍事・外交面だけでなく、農業、製造業、金融・サービス部門の全ての経済構造においても、その影響力を世界的規模で行使できた。国際社会において「ゲームのルール」を設定するのは、本来的にはヘゲモニー国家の属性である。

しかし、イギリスは英領インドに代表される植民地やカナダ・オーストラリアなどの自治領を保有する「公式帝国」を持つ覇権国家であり、ヨーロッパの植民地主義を批判した20世紀後半の覇権国家アメリカとは大きく異なる構造を有していたというのである<sup>10)</sup>。

また国際関係論を研究するアメリカのG. ジョン・アイケンベリーは、冷戦の終焉は歴史の分岐点であるとする常識的な見方は誤りであるとし、1940年代に作り出された世界秩序、つまり「1945年秩序」はさらに強化され今日まで持続していると主張する。そして戦後の新たな世界秩序は、1941年にローズベルトとチャーチルが大西洋憲章を公表したときにはじまっていたとし、「1944年にブレトンウッズ会議に出席した各国の代表が戦後西側経済秩序を規定する中心的原則とメカニズムを定めたとき、そしてダンバートン・オークス会議における国際連合設立の提案において戦後西側秩序構想の政治面が提示されたとき、戦後秩序の形成過程は不可逆的なものとなった」としている<sup>11)</sup>。

ここで問題になるのは、戦後アメリカが主導してきたこの1945年秩序とは、それ以前の時代とは違ういかなる原理を有するののかということである。まずカーやキンドルバーガーは戦間期を権力が十分に機能しない国際統治の時代と位置づける。とくにカーは、ユートピア的国際主義者は世界全体の利益が実際に存在すると仮定したうえで、それが国家それぞれの利益に一致するという仮説を

9) Steil (2013), pp. 191–196. (小坂訳, 249–254ページ)

10) 秋田 (2003), 2 ページ.

11) Ikenberry (2006), Part 2, Chap. 6. (細谷監訳 [下], 第6章)

立てていると批判し、さらに次のように述べている。

戦間期に開かれたあらゆる国際経済会議のほとんどすべての意見表明は、次のような仮説によってその実効性を失った。すなわち、利益を慎重に均衡させることによって、すべての国に等しく好意的でどの国にも不利にならないようにする何らかの「解決策」ないし「計画」が実際にあるのだと、という仮説である<sup>12)</sup>。

しかし利益の衝突は事実として存在し、国際危機の真の意味はこうした利益調和の概念に基づくユートピアニズムの構造が完全に崩壊したことにあるとする、そして当時の世代の時代的使命はこうして崩壊した構造を根本的に再構築することにこそあるというのである<sup>13)</sup>。

均衡すべきは利益ではなく「力」であった。すなわち戦間期に欠けていたのは近代における国際秩序の根本原理として位置づけられてきた勢力均衡の原理であった。イギリスを基軸として国際秩序を国際関係論的視点から研究を進めている細谷雄一は、こうしたカーの議論を十分踏まえたうえで、戦間期を「均衡なき共同体」の挫折と理解する。1648年のウェストファリア条約により主権国家システムが生み出されてから、勢力均衡の原理は制度的にも思想的にもヨーロッパの秩序原理として18世紀には確実に根づいてきたが、19世紀におけるナポレオン帝国後のウィーン会議による勢力均衡政策は、ヨーロッパ協調と融合させたより安定的な均衡メカニズムを完成させ平和を回復した<sup>14)</sup>。

しかし20世紀に入って第1次世界大戦を契機に勢力均衡の原理は否定されるようになり、それ自体が戦争をもたらす元凶とまで考えられるようになった。そして世界平和は力の均衡ではなく、国際共同体によってこそ達成されると強く信じられるようになっていったのである。アメリカのウッドロー・ウィルソン大統領は、勢力均衡を拒否し、共同体の体系によって新たな国際秩序を構築しようとした。1919年、ここに国際連盟が設立されヴェルサイユ体制が始まる。この「均衡なき共同体」の平和構想は、力の真空をもたらし機能不全に陥る。1939年、戦間期のこうした状況を悲観してカーの『危機の二十年』は登場した<sup>15)</sup>。

## 2) 『ザ・フェデラリスト』

これ以降国際政治はリアリズムの時代に入っていく。カーを始めとするこの時期のリアリズムを引き継いだハンス・J. モーゲンソーは、1948年初版の名著『国際政治』において、この世界は利益

---

12) カー (2011), 119ページ。

13) カー (2011), 129-133ページ。

14) 細谷 (2014), 第2章。

15) 細谷 (2014), 第3章。

と利益の対立する世界であり、諸利益を一時的に均衡させることのみによって不完全ながら道義原則が実現されるとする。そして「多元社会に共通する普遍的原理を抑制と均衡のシステムのなかにみてとる」学派の理論を国際政治学におけるリアリズムと位置づけ、さらにアメリカ建国時に連邦政体を提唱した論文集『ザ・フェデラリスト』に根拠を置きながら勢力均衡は「多元社会の永続的原理」であるとしている<sup>16)</sup>。

モーゲンソーは、勢力均衡を人間の身体や様々な社会科学で使用される普遍的概念とするが、この『ザ・フェデラリスト』を国内政治における社会均衡の原理を明確にとらえた古典とし、抑制均衡の理論が説明されている第51編を取り上げている。そしてアメリカの著名な歴史家チャールズ A. ビアードがこの第51編を「動的な均衡」と解釈している考えを積極的に取り込み次のように述べている。

ここで、「ザ・フェデラリスト」、プライス卿、およびチャールズ A. ビアードがアメリカ政治の構造および動態に関する彼らの分析において使用した概念を、国際政治の用語とおきかえてみる必要がある。そうすれば、アメリカ憲法の抑制均衡のシステムと国際的なバランス・オブ・パワーとの両者に共通した主要な要素が明らかになる。いいかえると、同じ原動力が、アメリカの抑制均衡のシステムと国際的なバランス・オブ・パワーのシステムを生んだのである。両システムは、その使用する手段およびその目的を実現する程度においてどんなに異なっているとしても、それ自体の安定およびその構成要素の自律性のためには同じ機能を遂行しようとするのである。両者とも、変化、不均衡、そしていろいろなレベルにおける新たなバランスの樹立、といった同じ動的な過程から免れるものではない<sup>17)</sup>。

『ザ・フェデラリスト』は、1787年に起草された連邦憲法案を擁護するため、A. ハミルトンやJ. マディソンらによって当初1787年10月からニューヨークの新聞紙上に連載された85編からなる論文集であり、アメリカ連邦制の形成を理解する上で欠かすことのできない歴史的な文書である<sup>18)</sup>。第51編では権力の抑制と均衡が論じられているが、そこではまず政府各部門（行政、立法、司法）の分割が説かれ、権力が同一の政府部門に集中することを防ぐ手立てとして、「攻撃の危険と均衡していなければならない。野望には、野望をもって対抗させねばならない」とし、権力を競わせることによって相互に抑制する方法が明確に示されている。そして政府各部門の分割に加え、中央政府と地方政府の分割により権力が二重に相互抑制されることが、連邦制の特徴であるとしている<sup>19)</sup>。

16) モーゲンソー (2013), [上], 第1章。

17) モーゲンソー (2013), [中], 25ページ。

18) Cooke (1961). (斎藤・中野訳, 解説)

19) Cooke (1961), No. 51. (斎藤・中野訳, 第51篇)

また第39編においては共和制と連邦制の関係が検討され、連合的（confederal）<sup>20)</sup>政府は連合を構成する政治体に対し統一的政府として権限を作用するのに対し、国家的（national）政府は国家を構成する個々人に対して権限を作用させるものであるとし、この新しい政体は「国家的性格と同様に、多くの連合的性格をもった一種の混合的な性格」と説明している。そしてこの憲法案は「厳密に言えば国家的憲法でもなく、さりとて連合的憲法案でもなく、両者の結合なのである。その基礎において、この憲法案は連合的であり、国家的ではない」と結論づけている。つまり連邦憲法案は連邦政体（Federal Government）の構成を意図として起草されたのである<sup>21)</sup>。

諸邦連合では自由、財産を保障する共和政治の維持することが難しく、強力な連邦政府が必要になったというわけである。そこで連邦が果たす役割は、「連邦構成員たる各州の共同防衛、外国の攻撃および国内の騒乱に対する公共の安全の維持、外国との通商および諸州間の通商の規制、外国との政治上・通商上の交流の管理」などであった<sup>22)</sup>。そしてとくに重要なのは、「いかにして自由と共和政体とを十分に尊重しつつ、しかも政府に必要な安定と活力とを確保することができるか」という点にあった<sup>23)</sup>。第14編においてマディソンは、連邦政体の可能性について次のようにまとめている。

アメリカ人は、新しく、しかも高貴な道を選んだ。かれらは、人類史上において比類のない革命をなした。かれらは、地球上のどこにも模範を得られない政体の骨組みをうちたてた。かれらは偉大な連邦の設計図を作成したのであり、それを改善し永続させることは、その後継者たちの責務である<sup>24)</sup>。

ここで連邦は憲法草案によって構成（constitute）される新たな政体であった。したがって、アメリカにおける抑制均衡の秩序原理は、コンスティテューショナルな問題となる。

---

20) 原文ではここは federal が使用されているが、この岩波文庫版の訳書では confederal の意味で使われているので、「連合的」の意味を当てたという解説がなされているが、本稿もそれに準拠する。Cooke (1961)。 (斎藤・中野訳, 189ページ)

21) Cooke (1961), No. 39。 (斎藤・中野訳, 第39篇)

22) Cooke (1961), No. 23。 (斎藤・中野訳, 第23篇)

23) Cooke (1961), p. 233。 (斎藤・中野訳, 152-153ページ)

24) Cooke (1961), p. 89。 (斎藤・中野訳, 88ページ)

### 3. アメリカ証券取引委員会と国際会計制度

#### 1) グローバル秩序

1945年秩序の持続を主張するアイケンベリーは、第2次世界大戦後のアメリカが主導する世界秩序を国際関係におけるコンスティテューショナルな秩序と理解する。国内の場合は建国期にコンスティテューショナル・ビルディング（憲法制定）の方法がとられる傾向があるが、国際関係においては、憲法のようなものはないものの、ウェストファリア条約やウィーン会議のように大規模な戦争の後に指導的な大国が拘束力を持つ体系的なルールや原則に基づき政治プロセスを制度化して国際関係を再構築する方法がとられるとする。そして第2次世界大戦後の戦後構築は、「高度に制度化された安全保障や政治や経済の秩序が出現し、その意味で立憲型〔constitutional-type〕の戦後構築という様相を帯びていた」というのである<sup>25)</sup>。

イギリスの思想家デイヴィッド・ヒュームが18世紀中頃に勢力均衡を論文において初めて概念化したことは有名であるが、そこでヒュームは「巨大な君主政体というものは、おそらく、それが進歩しているときも、持続するときも、さらにそれが樹立されてからそう長く経たないうちにやって来る没落のときにも、人間本性にとって破壊的である」と国家間の勢力均衡の必要性について世界帝国を阻止する視点から論じている。また連邦制の提案とも受け取れる「完全な共和国についての設計案」という論文では巨大な共和制の可能性について議論し、「こうした政体が永久不滅であるかどうかを問うことは無益なことである」と述べている。そしてさらに別の論文では「君主政体であれ、共和政体であれ、大きな国家もしくは社会を、その成員のすべてに関する一般的な法に基づき釣り合いをとって運営することはきわめて困難なわざである」としている<sup>26)</sup>。

このようにヒュームは勢力均衡をとくに政体との関係で論じているが、『ザ・フェデラリスト』が結語において上記の3つめの文を引用して議論を締めくくっているように、このことが、アメリカにおける連邦政体の構想に少なからぬ影響を与えていることは明らかである<sup>27)</sup>。

ウェストファリア条約以来、勢力均衡は国家間の秩序を形成する原理となったが、アメリカの建国はそれを抑制均衡の理論ととらえ、大国のコンスティテューショナルな、つまり連邦政体を構成する原理にまで高めた。したがって、アメリカが主導する1945年秩序は、単なる国家間の勢力均衡にとどまるものではなく、こうした構成的な原理を内包するグローバルな秩序と理解することがで

25) Ikenberry (2006), Part 1, Chap. 4. (細谷監訳 [上], 第4章)

26) ヒューム (2011), 第1部 XIV, 第2部 VII, XVI.

27) Cooke (1961), No. 85. (斎藤・中野訳, 第85篇) なお、ヒュームが『ザ・フェデラリスト』に与えた影響については、Burgess (2006), p. 54.



きるのである<sup>28)</sup>。

ブレトンウッズ体制に始まる戦後国際秩序の形成は、自治領などによって構成されるイギリス連邦のような閉じた世界ではなく、あくまで開放的な世界経済システムを基調とし、IMF、世界銀行、GATT、OECD、NATOなど政治・経済のグローバルな制度構築の方法によって進められてきた。そしてそこには「ルールに基づく国際秩序、とりわけアメリカに馴染みのあるルールを定着させるために政治的影響力を行使できるような秩序を構築すれば、アメリカは利益を守り、パワーを維持し、影響力を行使することが可能である」という戦略的な意図があったというが、さらにそこでは「貿易と資本のフローが政治改革や統合を促す力になると考えられていた」というのである<sup>29)</sup>。

国際政治学者の高坂正堯は、ヒュームの勢力均衡論の本質を「ヒュームが勢力均衡原則によって得ようとしたものは、まったく明白である。それは平和ではなかった。彼が勢力均衡原則に求めたものは一者による他のすべての支配、すなわち世界帝国が成立しえないという保証であった」ととらえ、近代ヨーロッパにおける多様性の重要性を強調する<sup>30)</sup>。またモーゲンソーも「あらゆる均衡の目的は、システムを構成している諸要素の多様性を破壊せずに、システムの安定を維持することである」とし、『ザ・フェデラリスト』に多元社会の永続的原理を見たのである<sup>31)</sup>。

以上の議論からここでは、コンスティテューショナルな秩序形成とは、抑制均衡の原理を構成することにより、システムの多様性と安定性が担保された政体もしくはそれに準ずる制度を構築することと理解する。それは一般的には国内、国際関係を問わない。そうすると戦後の一連の国際金融制度の形成は、政治的統合を意図した国際機関もしくはその背後にいるアメリカ連邦政府機関によるグローバルな制度の構成と理解することができるのである。そして国際会計制度は、IOSCOもしくはSECによるコンスティテューショナルな営みの結果生まれたことになる。

## 2) SEC

カーは『危機の二十年』において、常に経済的諸力は政治的諸力であるとし、国際関係における政治権力の手段としての経済的武器として資本の輸出と海外市場の支配をあげている。そして「イギリスは、同国本来の経済力とその経済力によって可能となった自由貿易政策のお陰で、多くの国である程度の間接的な影響力ないし支配力」を行使するだけでよかったとするが、さらにアメリカに関して以下のように述べている<sup>32)</sup>。

---

28) Ikenberry (2006), Part 1, Chap. 4. (細谷監訳 [上], 第4章)

29) Ikenberry (2006), Part 2, Chap. 9. (細谷監訳 [下], 第9章)

30) 高坂正堯 (2012), 第1章.

31) モーゲンソー (2013), [中], 19-25ページ.

32) カー (2011), 224-256ページ.

アメリカは、自国に抵抗するラテンアメリカ諸国領内に海兵隊を上陸させるというこれまでの伝統的なやり方を放棄して「善隣」政策を採ったが、少なくともその理由の一つは、国際貿易および国際金融におけるアメリカの力が強くなった、ということにあった<sup>33)</sup>。

つまりアメリカにとって国際貿易と国際金融の支配、これまでの文脈でいえば、世界経済における貿易と資本のフローの制度的な構成は、統合を意図した政治権力の行使となる。

たとえば、IOSCO と国際会計基準委員会 (IASC : International Accounting Standards Committee) との歴史的な結びつきは、資本のフローをグローバルな経済に制度的に組み込んでいったが、その実現に常に主体的にかかわってきたのはアメリカ証券取引委員会、SEC であった<sup>34)</sup>。そもそも公正かつ効率的で透明性の高い資本市場の維持などを目的に世界各国の証券監督当局や証券取引所などから構成されている証券監督者国際機構、IOSCO は、1974年にラテンアメリカ諸国の資本市場育成のためアメリカのリーダーシップにより発足した米州証券監督者協会 (Interamerican Association of Securities Commissions) を前身とする。その後1983年に加盟国は世界各国に広げられ、1986年に名称を IOSCO とした。そこには透明性のある健全な資本市場の育成が、グローバルな秩序の構成には必要不可欠であるというアメリカ連邦政府機関の強い意志が窺える<sup>35)</sup>。

一方、現在の国際会計基準審議会 (IASB : International Accounting Standards Board) の前身である IASC は、1973年にアメリカ、イギリス、ドイツ、日本など10カ国の職業会計士団体の合意により発足した。ISAC は当初から職業会計士の国際組織的な性格をもつ機関として構想されており、それが直ちに当時増大しつつあった国際的な資本フローをガバナンスする国際会計制度として実質的に機能することはなかった。1970年代の前半にそれぞれの目的で設立された IOSCO と IASC であったが、その後の急速な資本市場の国際化の進展は、1987年9月の IOSCO の IASC の諮問グループへの参加を皮切りに、2001年の IASB による本格的な国際会計制度の始動に向けて、両機関を確実に結びつけていった<sup>36)</sup>。

IOSCO の IASC への本格的な関わりが始まったほぼ同時期の1987年10月19日に、ニューヨーク証券取引所でダウ30種平均が1929年の株式恐慌を超える値下がりを示し、それがアジア、ヨーロッパ市場に連鎖することにより世界同時株安を引き起こした。いわゆる「暗黒の月曜日 (ブラックマンデー)」の衝撃である。これに対応して翌年の1988年11月にメルボルンで開催された IOSCO の年次総会で、当時の SEC 委員長であったデイビット S. ルーダーは、「国際証券市場の規制 (Regulation of International Securities Markets)」というタイトルの政策方針 (Policy Statement) を発

---

33) カー (2011), 251ページ。

34) 杉本 (2009), 第3章。

35) Sommer (1996)。

36) Camfferman and Zeff (2007), pp. 9-10。

表し、国際証券市場システムに対して効力のある規制体制は、効率的な構造、健全な開示システム、そして公正かつ誠実な市場を内在するものでなければならないとした<sup>37)</sup>。さらに同年同月に IOSCO は、会計監査基準の調和化に関する委員会で、共通の監査・会計基準の使用は効率的な国際市場の開発に不可欠であるとし、IASC を強く支持する声明を発表したのである<sup>38)</sup>。

この1987年のブラックマンデーを契機に、アメリカ連邦政府機関としての SEC は、海外投資を展開するアメリカ投資家の保護や健全な開示が担保された海外企業のアメリカ証券市場への参加の促進などを喫緊の課題としながらも、国際的な資本フローのガバナンス、なかでも U. S. GAAP（米国会計基準）並みの国際会計基準の開発に、国際機関の IOSCO を通じてイニシアチブをとり始めたのである。

1988年に SEC が国際化の方針を示してから8年後の1996年秋に、ノースウェスタン大学のロースクールが編集するジャーナルに国際証券規制シンポジウム特集号が企画された。SEC 委員長を退任後その教授となっていたルーダーが、「アメリカ開示政策と国際会計基準との調整」というタイトルでその冒頭を飾り、そこに寄稿された数編の論文に論評を加えながら、SEC と IASC との今後の関係について自らの展望を示している<sup>39)</sup>。

ルーダーがこの論考でとくに重視したのは、SEC ならびに SEC の委任により基準を設定する財務会計基準審議会（FASB: Financial Accounting Standards Board）によるアメリカの会計・開示基準を IASC の国際会計・開示基準とどのように調整していくのかという問題であった。そしてその視角の焦点は、アメリカにおける海外企業の市場参加ならびに国内外の市場におけるアメリカ投資家の保護の両方をいかに最適化するかという点に絞られていたのである<sup>40)</sup>。

SEC が会計・開示基準の設定プロセスの管轄権を IASC もしくは他の国際機関に委ねることは考えられないことである。それよりも可能性があるのは、また望ましいことは、FASB が IASC の基準設定プロセスに技術的協力を提供することであり、そうすれば IASC の基準と FASB の基準が著しく異なることはなくなる。IASC と FASB の両者は、相違がある基準というよりむしろ互換性によって恩恵を受けることになる。SEC はこのプロセスを促進すべきである。SEC は、少なくとも1988年におけるメルボルンでの発表以来、国際証券の協調的な取り組みにおいてリーダーとなってきたのである<sup>41)</sup>。

---

37) SEC (1989).

38) IOSCO (1988).

39) Ruder (1996).

40) Ruder (1996), p. 14.

41) Ruder (1996), p. 13.

つまり、SECがIASCの基準をU. S. GAPPの代替基準として受け入れようとしているのではなかった。IASCプロジェクトの本来の目的は、世界各国が証券規制の出発点として受け入れるコアな原則を普及させることにあり、世界一高品質な会計基準を有するアメリカがそれに協力するというのである。

1934年証券法、1934年証券取引所法とSECの設置による連邦会計・開示規制の成立に関して通常強調される歴史的事実は1929年の株式恐慌である。しかし、その成立を財務公開思想の形成という側面からたどってみるならば、その構想は19世紀末からの州際通商問題やトラスト問題と対峙するなかから生み出されてきたのであり、株式恐慌はこうした構想を実現させる引き金に過ぎなかったということが明らかにされてくる。つまり、世紀の転換期における州際経済活動の増大や巨大な経済権力の登場は、連邦制における動的な抑制均衡システムを脅かし、それを回復させるために連邦政府による証券市場の規制や市場の透明性の確保が急務となったのである。ここに連邦政府規制による会計制度が確立したのであり、それは連邦政体におけるきわめてコンスティテューショナルな問題であった<sup>42)</sup>。

これまで見てきたように現実的な国際統治は常にヘゲモニーを基盤としなければならない。国際機関はあくまで調整もしくは協調の場であり、統合の場ではない。戦後の世界システムはウェストファリア体制を基礎に置きながらも、その最大の特徴は開放された世界経済にある。アメリカの建国により国家間の勢力均衡は連邦政体の構成原理にまで高められ、戦後さらにその原理がグローバルな秩序へと拡張されていった。それは国際機関とグローバル・スタンダードにより、相互の主権を侵すことなく世界経済を通じて世界を統合する方法である。

1934年証券取引所法ではSECの管轄権の域外適用が一部認められており、SECが海外の市場を直接規制する方法も提案されていた。この場合当然国際法上の主権の問題が絡んでくる<sup>43)</sup>。しかし議論の態勢は実効性のある国際会計基準の制定へと進んでいった。国際機関のIOSCOが基準を承認すれば、加盟各国がそれを適用することになり、主権を侵害することなく統一的な世界基準として機能することが、そこで期待された<sup>44)</sup>。国際的な資本フローの制度化によって世界を統合する方法がここに確立したのである。

#### 4. む す び

開放された世界経済こそ1945年秩序のパワーの源泉である。そのシステムにおける多様性と安定性を保持しつつ、パワーを増幅させること、これが戦後の国際関係における国際機関を通じたコン

42) 大西 (1999), 第4章, 第7章.

43) Kaczmarek (2002). 域外適用については, 清水 (1980).

44) 青木 (2000), 276-278ページ.

ステイテューショナルな取り組みである。しかしその背後には常にアメリカの意志があり、こうした取り組みはアメリカによる連邦政体の拡張、つまり構成的原理を内包するグローバル秩序構築の営みともとれる。それは世界経済による世界統合の試みであり、国際会計はその一つの方法である。

20世紀初頭のトラストなどビッグネスの登場は建国以来の連邦制にかかわる危機をもたらし、結果的に国際会計の原型であるアメリカ会計制度を生み出した。巨大企業の活力を損なうことなく競争秩序に組み込むためには、連邦政府が管轄する財務内容の開示制度の確立が必要不可欠だったのである。州際経済問題は、州政府規制の限界を露呈し、建国以来の経済制度にかかわる新たなコンスティテューショナルな問題を引き起こした。連邦準備制度、連邦取引委員会などと並び、SECによる会計制度はこうして登場したのである<sup>45)</sup>。

一方、20世紀末のクロスボーダーな資本取引の増大や多国籍企業の普遍的な展開は、国際関係において同じような問題をもたらした。しかし、1988年のSECによる国際証券規制の声明が文化的な違いや国家主権に対してはきわめて神経質であったように、グローバルな領域における連邦政体の拡張は画一的な世界連邦を構築するような単純な話ではない<sup>46)</sup>。あくまで1648年以来の主権国家間の勢力均衡を保持し、その上で世界経済における各国の協調を制度化させることにより、コンスティテューショナルな統合作業は進んでいく。そこで国際会計は経済的実質を重視する世界的に標準化された生産性の基準として機能するのである。

#### 参考文献

- 青木浩子（2000），『国際証券取引と開示規制』東京大学出版会。
- 秋田茂（2003），『イギリス帝国とアジア国際秩序—ヘゲモニー国家から帝國的な構造的権力へ』名古屋大学出版会。
- 大西清彦（1999），『財務公開思想の形成—20世紀初頭におけるアメリカの動向をめぐって—』森山書店。
- カー，エドワード・H．（2011），『危機の二十年—理想と現実—』原彬久訳，岩波書店。
- キンドルバーガー，チャールズ・P．（2009），『大不況下の世界—1929—1939（改訂増補版）』石崎昭彦・木村一朗訳，岩波書店。
- 清水章雄（1980），「米国の証券取引規制と国際法—1934年証券取引所法10条（b）項および証券取引委員会規則10b—五の域外適用—」『早稲田法学会誌』第30巻，1980年3月。
- 杉本徳栄（2009），『アメリカSECの会計政策—高品質で国際的な会計基準の構築に向けて—』中央経済社。
- 高坂正堯（2012），『古典外交の成熟と崩壊Ⅰ』中央公論新社。
- 細谷雄一（2012），『国際秩序—18世紀ヨーロッパから21世紀アジアへ』中央公論新社。
- ヒューム，D．（2011），『道徳・政治・文学論集（完訳版）』田中敏弘訳，名古屋大学出版会。
- モーゲンソー，ハンス・J．（2013），『国際政治—権力と平和— [上]・[中]・[下]』原彬久監訳，岩波書店。
- Burgess, M. (2006), *Comparative Federalism: Theory and Practice*, Routledge.

45) 大西（1999），第4章，第7章。

46) Ruder（1996）。

- Camfferman, K. and S. A. Zeff (2007), *Financial Reporting and Global Capital Markets: A History of the International Accounting Standards Committee, 1973-2000*, Oxford Univ. Press.
- Cooke, J. E. ed. (1961), *The Federalist*, Wesleyan. (A. ハミルトン・J. ジェイ・J. マディソン [1999], 『ザ・フェデラリスト』 斎藤眞・中野勝郎訳, 岩波書店.)
- Ikenberry, G. J. (2006), *Liberal Order & Imperial Ambition*, Polity. (G. J. アイケンベリー [2012], 『リベラルな秩序か帝国か—アメリカと世界政治の行方— [上]・[下]』 細谷雄一監訳, 勁草書房.)
- IOSCO (1988), Resolutions of the Presidents' Committee on Harmonization of Accounting and Auditing Standards, November, 1988.
- Kaczmarek, D. W. (2002), "The SEC's Role in the Global Era: How the SEC Will Protect U. S. Investors in Foreign Markets," *Indiana Journal of Global Legal Studies*, Vol. 9, 2002.
- Ruder, D. S. (1996), "Reconciling U. S. Disclosure Policy with International Accounting and Disclosure Standards," *Northwestern Journal of International Law & Business*, Vol. 17, Fall 1996.
- SEC (1989), New Release, "Cooperative International Securities Regulation," Remarks of David S. Ruder Chairman, Before the 14th Annual Conference of the International Organization of Securities Commissions, Venice Italy, September 19, 1989.
- Sommer, A. A. Jr. (1996), "IOSCO : Its Mission and Achievement," *Northwestern Journal of International Law & Business*, Vol. 17, Fall 1996.
- Steil, B. (2013), *The Battle of Bretton Woods: John Maynard Keynes, Harry Dexter White, and the Making of a New World Order*, Princeton. (B. スティール [2014], 『ブレトンウッズの闘い—ケインズ, ホワイットと新世界秩序の創造—』 小坂恵理訳, 日本経済新聞出版社.)

(玉川大学経営学部教授 博士 (会計学))